

事業計画書

様式第2号-1

■当初 □最終

作成年月日	2024年 12月 23日
法人名	特定非営利活動法人てしろでともに
代表者職名前	理事長 吉岡久美子
担当者名	連絡先

受理	2024年 12月 23日
関係者への意見聴取	■ 市 建築指導課 消防局予防課 開発指導課 ■ 福山市障がい福祉サービス等の指定に係る懇話会 □ □
回答	2025年 3月 18日

1 協議事項

事業種別	放課後等デイサービス	事業所名	てしろでともに多機能型事業所	開設(変更)予定日	2025年 5月 1日
------	------------	------	----------------	-----------	-------------

協議 の 種 類	計画の概要			本計画書に記載が必要な項目														
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	☐ 新規事業所の開設 ☒ 事業の追加	☐ 共生型サービス ☒ 共生型サービス以外 ☒ 多機能型サービス	☐ 新築予定	○	○	○		○	○	○								
			☐ 賃借・自己所有	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
			☐ 新築予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			☐ 賃借・自己所有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			☒ 現在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	☐ 定員の変更	☐ 就労継続支援A型	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		☐ 共同生活住居の追加	○	○	○			○	○									
		☐ 上記以外	○	○	○	○	○	○	○									
	☐ 大幅な事業内容の変更	※△は生産活動を行う事業			○	○	○	△	○	○	○				○	○	○	
	☐ 事業所の移転				○	○	○		○	○	○					○		
	☐ 建物の構造・設備の変更				○	○	○		○	○	○			○	○			

※必要に応じて○△が無い部分も記入いただく場合があります。

2 事業実施に係る動機

障害を持つ人たちにとって、住み慣れた地域で、よく知った地域の人々と共に生きていくことは、大きな安心感の中で心を開き、自分の可能性を広げ、豊かな人生を開いていくものとして、大切なことです。しかし、現実には、地域社会そのものの、子どもの居場所、就労、地域交流、余暇活動、共同生活の場が十分でなく、そして家族が問題解決のための情報に接し、相談できる場が少ないため、障がい児者は地域から切り離された生活を余儀なくされ、家族もそのような障害児者の状況をひとり抱え込んで、地域から孤立してしまっています。	意見
このような状況を打破するため、障がい児者の居場所の少なかった福山市の手城地域で、障害を持つ人の親たちが中心となって、任意団体「手城で障害者施設を立ち上げたい会」を立ち上げ(2021年12月)、障害児者の居場所づくり、障害を持つ人たちおよびその家族への情報提供・相談事業、地域の障害者福祉への理解を得る活動をして来ました。それは「特定非営利活動法人てしろでともに」設立へと発展し(2024年7月31日)、障害福祉サービス、地域生活支援事業の日中一時支援事業所の開設に至り(2024年10月1日)、今、障害児者の地域における大切な居場所となっています。	
それらの過程を通じて、福山市内の他地域の障害福祉事業所の皆様から幅広い多くの支援を頂きました。私たち自身も様々な実践を通して、また行政や社会福祉協議会等の研修受講により、次の段階への準備が整いました。そこで、当初からの願いであった、地域における障がい者の就労の場づくり、障害児の成長の居場所づくりに、進むことに致しました。	
就労継続支援B型、放課後等デイサービス事業の開設、多機能事業所化の開設申請を致します。何卒、よろしくお願い申し上げます。	

3 法人の概要

設立年月日	2024年7月31日	意見
法人が実施する主な事業	① 地域生活支援事業 日中一時支援	割合 20 %
	② 就労継続支援B型	割合 40 %
	③ 放課後等デイサービス	割合 40 %
法人の理念	障がいを持つ人たちが、住み慣れた地域で、よく知った地域の人々と共に生きて行くことのできる地域社会の実現	
法人の基本方針	地域に障がい児者の居場所、就労、地域交流、余暇活動、共同生活の場を作ると共に、家族への情報提供・相談の機会を作り、地域社会の障がい者福祉への理解を推進する。	

4 法人の主要取引先

上段:取引先 下段:所在地	割合	掛取引	回収・支払の条件	意見
	%	%	日 〆 日回収	
	%	%	日 〆 日回収	
	%	%	日 〆 日回収	

5 施設の概要【平面図は7のとおり】

土地	所在地	福山市南手城町930番地の2				用途区域	工業		意見		
	所有者					抵当権	☐ あり				
建物	名称										
	所有者					抵当権	☐ あり				
	用途	住宅				構造	木造瓦葺				
	階層	2階建て	地上	2階	地下	0階	建築年	平成2	年		
事業の概要	①	種別	地域生活支援事業 日中一時支援								
		手続	継続		使用する階	2階	専有面積	23.1 m ²			
		収容人員	9	人	内訳	職員	2	人	利用者	7	人
		就労継続支援B型									
	②	種別	放課後等デイサービス								
		手続	新規		使用する階	1,2階	専有面積	44.5 m ²			
		収容人員	14	人	内訳	職員	4	人	利用者	10	人
		放課後等デイサービス									
	③	種別	放課後等デイサービス								
		手続	新規		使用する階	1階	専有面積	31.3 m ²			
収容人員		15	人	内訳	職員	5	人	利用者	10	人	
放課後等デイサービス											
内容	申請種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更 ☐ 移転 ☒ その他									
	本件施設で、日中一時支援事業を行っているところ、同施設を使用して就労継続支援B型、放課後等デイサービスの新規事業を開始する。なお、就労継続支援B型、放課後等デイサービスは時間帯をずらして営業する。										

6 付近図

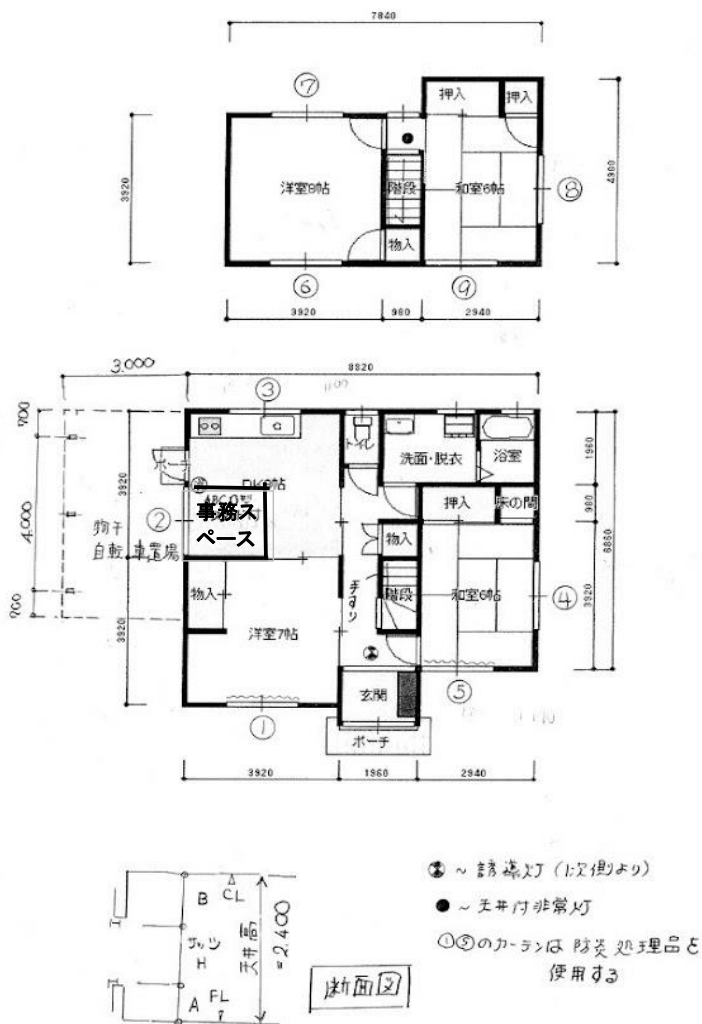
小学校区 手城小学校 人口 10,131 人 同種の事業所数 3 事業所 利用定員合計 30 人 当該地域における開設事業のニーズ分析について(新規開設の場合のみ記載) 弊法人は、障がいを持つ子の親たちの地域での活動からスタートしたもので、親たちの願いを受け止め、ご家族との密な連携の中で、障がい児が活動、学習する場をともに作り上げて来ました。また、弊事業所は、教員として長い経験を持ち、特別支援学校小学部、中学部、高等部で児童生徒に関わってきたスタッフ、保育士として仕事をしてきたスタッフが、充実したプログラムを提供できます。手城小学校区において、私たちの事業所のこれらの特徴に対するニーズは大きいと考えます。 凡例 ○ … 事業所 × … 同種の事業所 △ … 一次避難先 □ … 二次避難先 ※付近図に、事業所から一次避難先及び二次避難先への避難経路を記載すること。 一次避難先までの距離 650 m 移動手段 徒歩または車 二次避難先までの距離 1,100 m 移動手段 徒歩又は車 付近図省略	意見
--	----

7 平面図

※平面図のデータを貼付（貼付が難しい場合は、別添とすること。）
 ※各部屋・設備の名称及び面積を記載すること。
 ※敷地内に屋外遊技場等がある場合は、合わせて記載すること。

意見

利用者に対し、作業及び支援のスペースが狭いと思われるため、利用者に影響がないよう、支援の工夫や安全面には十分配慮すること。



- ・ 就労継続支援B型 月～金(9時～14時) 祝祭日を除く
 訓練・作業室 1階 6帖、7帖、6帖DK(8帖DKの内事務スペース2帖分を除く) 計31.3㎡
 2階 8帖 13.2㎡ 合計 44.5㎡
 相談室(多目的室を兼ねる) 2階 6帖間 9.9㎡
- ・ 放課後等デイサービス 火～金(14時～18時) 土、祝祭日(9時～14時)
 1階 6帖、7帖、6帖DK(8帖DKの内事務スペース2帖分を除く) 計31.3㎡
- ・ 日中一時支援 月～金(14時～18時) 土、祝祭日(14時～18時)
 2階 8帖、6帖 計23.1㎡

8 従業員

職種	雇用形態			名前	年齢	月給		意見						
管理者	■	常勤			68	8	万円	常勤の従業員について、勤務体制及び新たな雇用について検討すること。						
サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者	■	常勤				注	万円							
児童指導員	■	常勤	□		非常勤	60	16		万円					
保育士	□	常勤	■		非常勤	45	5		万円					
児童指導員	□	常勤	■		非常勤	73	4		万円					
	□	常勤	■		非常勤		2		万円					
	□	常勤	□		非常勤				万円					
	□	常勤	□		非常勤				万円					
	□	常勤	□		非常勤				万円					
	□	常勤	□		非常勤				万円					
	□	常勤	□		非常勤				万円					
	□	常勤	□		非常勤				万円					
					月給計		35	万円						
人件費					月末	日	×	翌25	日支払	ボーナス		月		月

注 島本謙二の月給額は兼務する就労継続支援B型事業所(40%)、日中一時支援事業所(20%)との業務の従事時間による按分額(40%)である。

9 借入金の状況

金融機関	理由	借入残高	年間返済額	意見
		万円	万円	
		万円	万円	
		万円	万円	

10 必要な資金と調達方法

必要な資金		金額	調達方法	金額	意見
設備資金	土地	万円	補助金	万円	
	建物	万円	自己資金	125 万円	
	設備	万円	借入金	万円	
	車両	万円			
	その他	万円			
運転資金		125 万円			
合計		125 万円	合計	125 万円	

11 事業の見通し

		1月目	2月目	3月目	1年後	意見
利用者見込 A	利用者見込 A	3 人	3 人	4 人	6 人	
	月平均利用額 ※1 (1人当たり)	16 万円	16 万円	16 万円	16 万円	
	収入 給付費 ※2	0 万円	0 万円	48 万円	96 万円	
	収入 諸収入	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円	
収入計 ①		0 万円	0 万円	48 万円	96 万円	
支出	人件費	0 万円	35 万円	35 万円	35 万円	
	旅費・交通費	1 万円	1 万円	1 万円	1 万円	
	賃借料	3 万円	3 万円	3 万円	3 万円	
	通信費	1 万円	1 万円	1 万円	1 万円	
	諸経費 ※4	9 万円	9 万円	9 万円	9 万円	
	支払元金利息	万円	万円	万円	万円	
	支出計②	14 万円	49 万円	49 万円	49 万円	
収支①-②		-14 万円	-49 万円	-1 万円	47 万円	
生産活動	収入 B	万円	万円	万円	万円	
	売上高 ※3	万円	万円	万円	万円	
		万円	万円	万円	万円	
	支出 C	万円	万円	万円	万円	
	必要経費	万円	万円	万円	万円	
最賃確保状況(A型)		円	円	円	円	
(((B-C)/25)/8)/A						

※1 月平均利用額(1人当たり)の積算根拠

平日	基本報酬(609単位)+送迎加算(108単位)=(717単位)		
学校休業日(土曜日、祝祭日)	基本報酬(666単位)+送迎加算(108単位)=(774単位)		
1人当たり	平日	7,170円/日×18日=129,060円	
	学校休業日	7,740円/日×4日=30,960円	
合計129,060円+30,960円=160,020円			

※2 給付費は、サービス提供月の翌月に振り込まれるので留意すること(例:4月サービス提供→5月請求→6月振込)

※3 主な受注作業取引先(生産活動を行う場合に記入)

上段:受注先	1月当たりの受注額	契約書の有無	回収・支払いの条件
下段:所在地			
	万円	□ あり □ なし	

※3 主な事業所内生産品(生産活動を行う場合に記入)

生産品	1時間の生産額	計算式						1月当たりの生産額		
	円	×		H	×	日	×	人	=	万円
	円	×		H	×	日	×	人	=	万円

※4 諸経費:消耗品、光熱水費、車両管理費、研修費、宣伝広告費、租税公課、社会保険料、レンタル料等

12 事業計画

(1)事業概要	意見
事業種別:放課後等デイサービス 利用定員:10名 営業日:火～金曜日 土曜日 ただし12月29日から1月3日までを除く 休日:日曜日 月曜日 営業時間:平日(火曜日～金曜日) 10:00～18:00 学校休業日(土曜日 祝祭日(火～金曜日)) 9:00～16:45 サービス提供時間:平日(火曜日～金曜日) 15:30～17:30 学校休業日(土曜日 祝祭日(火～金曜日)) 9:30～14:00 主たる対象者:知的障害児、精神障害児、発達障害児 送迎の有無:有り、ただし片道5kmを超える場合は要相談 協力医療機関:土屋内科医院(福山市東手城町三丁目11-26) その他: (2)開設事業に係る理念・基本方針 ・理念:障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。 ・基本方針:様々な活動で、いろいろな体験を積み重ね、自分に合った方法で好きなことを見つけ、自分に自信を持っていけるよう、毎日の学習や遊びができる機会と場所を作っていく。	

13 利用者処遇

(1)具体的な支援(療育)内容及び目的	意見
・制作活動—木工、工作、絵画制作、折り紙、紙粘土、フラワーアレンジメントなどを行い、自由な発想と手先の器用さを養う。 ・音楽活動—発声、楽器演奏、ダンス(身体表現)を行い、音楽を楽しむ情操を養う。 ・体育活動—障がい者体育センター、すこやかセンタープールを利用し、身体を動かして体力をつけ、運動に親しむ気持ちを養う。 ・クッキング—お菓子作りなどで、調理に親しみ、技術を身につける。 ・お楽しみ会—季節の行事と誕生会を行って、年間行事を知り、人との交流の楽しさを感じ取る。 ・教科学習—国語や算数・数学などの学校の宿題に共に取り組み、基礎学力を身につける。 (2)支援を行うために必要となる職員の経験・有する資格など ・管理者兼児童発達支援管理責任者は、高等学校・特別支援学校で長く教諭として働いた経験を持ち、特別支援学校では、小学部(助教諭)・中学部・高等部で図画工作・木工・美術等の教科を中心に担当した経験を有する。 ・管理者兼サービス管理責任者は、相談支援専門員の資格を有する。 ・常勤児童指導員は、中高教員としての資格・経験を有する。 ・非常勤保育士は、保育士としての資格・経験を有する。 ・非常勤児童指導員は放課後等デイサービス事業所での2年以上の実務経験を有する。 (3)職員の質向上のための教育・研修計画 ・法人でしごとともにでは、個人情報保護、虐待防止などの事項について等、職員の研修会を行っており、今後も定期的に実施していく。 ・職員の資格取得のための事業所外の研修受講を積極的に支援し、資質向上に努める。 (4)感染症対策 ・感染防止対策の基本「手洗い」「うがい」を徹底する。 ・市町の感染症の情報把握につとめ、早期の対処措置を取る。 ・感染症の疑いがある症状が見られた場合は、集団感染を避ける為、別室での待機、速やかな家庭との連携、帰宅を実施する。 ・排泄物、嘔吐の処理方法はマニュアルを作り、対応する。 ・職員の感染症対策の研修を実施する。 (5)事故防止等の安全確保策及び発生時の対応 ・体育館活動等への移動は車により、車内外の安全確保を徹底する。 ・活動では、利用者一人一人の特性を踏まえ、事故発生の可能性を検討し、個別の対応等の安全措置を取る。 ・万一の事故発生時には、速やかに必要な措置を講ずると共に、利用者の家族、福山市等に遅滞なく連絡する。 ・職員間で連携を密にし、ヒヤリハット事項についての研修を実施し、対策をたて、職員間で共有する。 (6)関係機関との連携 ・相談支援事業所、学校、市町の障害福祉課、等と連絡調整をはかり、利用者とその保護者の参加のうえ、必要に応じ支援計画会議を開催し個別支援計画へ反映させる。 (7)家族(保護者)支援 ・連絡帳等を用い、家族と連携を密にする。 ・相談支援員有資格者たる管理者兼児童発達支援管理者、自ら障がい者の親である職員を中心に、家族の相談支援をしていく。 (8)その他	放課後等デイサービスと日中一時支援の支援内容を明確にすること。

14 防災計画

○災害時の対応体制	意見
・身の安全を確保(避難場所)⇒救護・救援活動 ・家族と連絡をとりあい安全確認⇒情報収集 等 ○避難先 一次避難先:福山市立手城小学校 距離、避難方法及び時間:650m 徒歩10分または車2分 二次避難先:福山市立一ツ橋中学校 距離、避難方法及び時間:1,100m 徒歩16分または車5分 ○防災計画等の作成 ・避難計画の作成、緊急連絡網の作成 ・火災発生時(通報・消火・避難)の対応マニュアルの作成 ○避難訓練の実施計画 ・年3回の防災訓練・避難訓練の実施(5月:火災・不審者、9月:地震、11月:火災) ・避難確保資器材、備蓄品の準備 ○その他	

15 一日の流れ

営業日								営業時間	サービス提供時間
月	火	水	木	金	土	日	祝	10:00～18:00	15:30～17:30
☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐		

										意見
14	時	15	分	～	15	時	30	分	送迎、受け入れ	
15	時	30	分	～	15	時	45	分	初めの会、おやつ	
15	時	45	分	～	17	時	15	分	活動	
17	時	15	分	～	17	時	30	分	片付け、帰りの会	
17	時	30	分	～	18	時	0	分	送迎	
	時		分	～		時		分		
	時		分	～		時		分		

※上記と異なる営業時間・サービス提供時間がある場合に記載すること。

営業日								営業時間	サービス提供時間
月	火	水	木	金	土	日	祝	9:00～16:45	9:30～14:00
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒		

										意見
9	時	0	分	～	9	時	30	分	送迎、受け入れ	
9	時	30	分	～	9	時	45	分	朝の会	
9	時	45	分	～	11	時	30	分	活動	
11	時	30	分	～	12	時	30	分	昼食	
12	時	30	分	～	13	時	45	分	活動	
13	時	45	分	～	14	時	0	分	帰りの会	
14	時	0	分	～	14	時	30	分	送迎	

事業計画書

様式第2号-2

□当初 ■最終

受付印

2025/3/31受付印省略

作成年月日	2025年 3月 31日
法人名	特定非営利活動法人てしろでともに
代表者職名前	理事長 吉岡久美子
担当者名	連絡先

1 協議事項

事業種別	放課後等デイサービス	事業所名	てしろでともに多機能型事業所	開設(変更)予定日	2025年 5月 1日
------	------------	------	----------------	-----------	-------------

協議の種類	計画の概要		本計画書に記載が必要な項目														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
協議の種類	□ 新規事業所の開設 ■ 事業の追加	□ 共生型サービス	○	○	○		○	○	○								
		■ 共生型サービス以外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	□ 定員の変更	■ 多機能型サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		□ 新築予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		□ 賃借・自己所有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		□ 賃借・自己所有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	□ 大幅な事業内容の変更 ※△は生産活動を行う事業	■ 現在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		□ 就労継続支援A型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		□ 共同生活住居の追加	○	○	○		○	○									
協議の種類	□ 建物の構造・設備の変更	□ 上記以外	○	○	○	○	○	○									
		□ 事業所の移転	○	○	○		○	○	○							○	
		□ 大幅な事業内容の変更 ※△は生産活動を行う事業	○	○	○	△	○	○	○					○	○		○
		□ 事業所の移転	○	○	○		○	○	○							○	

※必要に応じて○△が無い部分も記入いただく場合があります。

2 事業実施に係る動機

障害を持つ人たちにとって、住み慣れた地域で、よく知った地域の人々と共に生きていくことは、大きな安心感の中で心を開き、自分の可能性を広げ、豊かな人生を開いていくものとして、大切なことです。しかし、現実には、地域社会そのものの間に、子どもの居場所、就労、地域交流、余暇活動、共同生活の場が十分でなく、そして家族が問題解決のための情報に接し、相談できる場が少ないため、障がい児者は地域から切り離された生活を余儀なくされ、家族もそのような障害児者の状況をひとり抱え込んで、地域から孤立してしまっています。 このような状況を打破するため、障がい児者の居場所の少なかった福山市の手城地域で、障害を持つ人の親たちが中心となって、任意団体「手城で障害者施設を立ち上げたい会」を立ち上げ(2021年12月)、障害児者の居場所づくり、障害を持つ人たちおよびその家族への情報提供・相談事業、地域の障害者福祉への理解を得る活動をして来ました。それは「特定非営利活動法人てしろでともに」設立へと発展し(2024年7月31日)、障害福祉サービス、地域生活支援事業の日中一時支援事業所の開設に至り(2024年10月1日)、今、障害児者の地域における大切な居場所となっています。 それらの過程を通じて、福山市内の他地域の障害福祉事業所の皆様から幅広い多くの支援を頂きました。私たち自身も様々な実践を通して、また行政や社会福祉協議会等の研修受講により、次の段階への準備が整いました。そこで、当初からの願いであった、地域における障がい者の就労の場づくり、障害児の成長の居場所づくりに、進むことに致しました。 就労継続支援B型、放課後等デイサービス事業の開設、多機能事業所化の開設申請を致します。何卒、よろしくお願い申し上げます。	主な修正点
--	-------

3 法人の概要

設立年月日	2024年7月31日	主な修正点
法人が実施する主な事業	① 地域生活支援事業 日中一時支援	割合 20 %
	② 就労継続支援B型	割合 40 %
	③ 放課後等デイサービス	割合 40 %
法人の理念	障がいを持つ人たちが、住み慣れた地域で、よく知った地域の人々と共に生きて行くことのできる地域社会の実現	
法人の基本方針	地域に障がい児者の居場所、就労、地域交流、余暇活動、共同生活の場を作ると共に、家族への情報提供・相談の機会を作り、地域社会の障がい者福祉への理解を推進する。	

4 法人の主要取引先

上段:取引先 下段:所在地	割合	掛取引	回収・支払の条件	主な修正点
	%	%	日 〆 日回収	
	%	%	日 〆 日回収	
	%	%	日 〆 日回収	

5 施設の概要【平面図は7のとおり】

土地	所在地	福山市南手城町930番地の2				用途区域	工業		主な修正点
	所有者					抵当権	☐ あり		
建物	名称					構造	木造瓦葺		建築士等に相談し、建築基準法に適合する計画とします。 消防用設備等について、新たに非常警報器具を設置し、この度の指定申請に合わせて、消防署の検査を受けました。 また、事務スペースの仕切りに新たに購入した布製のパーテーションは、防災物品としています。 防火対象物使用開始届出書を指定申請に伴い消防署に提出し、検査を受け完了しました。
	所有者								
	用途	住宅				建築年	平成2 年		
	階層	2階建て	地上	2階	地下	0階			
事業の概要	建築面積	100.83 m ²				延面積	100.83 m ²		
	①	種別	地域生活支援事業 日中一時支援						
	手続	継続		使用する階	2階		専有面積	23.1 m ²	
②	収容人員	9人	内訳	職員	2人	利用者	7人		
	種別	就労継続支援B型							
	手続	新規		使用する階	1,2階		専有面積	44.5 m ²	
③	収容人員	14人	内訳	職員	4人	利用者	10人		
	種別	放課後等デイサービス							
	手続	新規		使用する階	1階		専有面積	31.3 m ²	
内容	収容人員	15人	内訳	職員	5人	利用者	10人		
	申請種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更 ☐ 移転 ☒ その他							
本件施設で、日中一時支援事業を行っているところ、同施設を使用して就労継続支援B型、放課後等デイサービスの新規事業を開始する。なお、就労継続支援B型、放課後等デイサービスは時間帯をずらして営業する。									

6 付近図

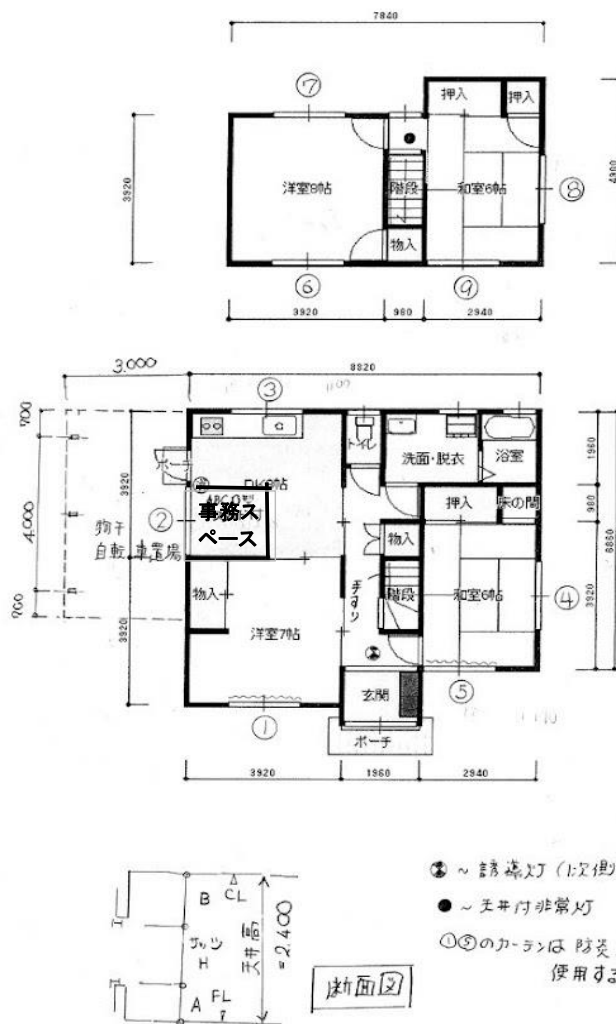
小学校区 手城小学校 人口 10,131 人 同種の事業所数 3 事業所 利用定員合計 30 人	主な修正点
当該地域における開設事業のニーズ分析について(新規開設の場合のみ記載) 弊法人は、障がいを持つ子の親たちの地域での活動からスタートしたもので、親たちの願いを受け止め、ご家族との密な連携の中で、障がい児が活動、学習する場をともに作り上げて来ました。また、弊事業所は、教員として長い経験を持ち、特別支援学校小学部、中学部、高等部で児童生徒に関わってきたスタッフ、保育士として仕事をしてきたスタッフが、充実したプログラムを提供できます。手城小学校区において、私たちの事業所のこれらの特徴に対するニーズは大きいと考えます。	
※付近図に、事業所から一次避難先及び二次避難先への避難経路を記載すること。	
一次避難先までの距離 650 m 移動手段 徒歩または車	凡例 ○ … 事業所 × … 同種の事業所 △ … 一次避難先 □ … 二次避難先
二次避難先までの距離 1,100 m 移動手段 徒歩又は車	
付近図省略	

7 平面図

※平面図のデータを貼付（貼付が難しい場合は、別添とすること。）
 ※各部屋・設備の名称及び面積を記載すること。
 ※敷地内に屋外遊技場等がある場合は、合わせて記載すること。

主な修正点

障がい者体育館やプールなど事業所外の活動も取り入れて充実した活動ができるような体制を取ります。
 また、安全には特に配慮し、整理整頓の励行により物にぶつかってのけが等が起こらないようにします。
 冬季には換気に特に注意し、感染症対策を十分に行っていきます。



- ・ 就労継続支援B型 月～金(9時～14時) 祝祭日を除く
 訓練・作業室 1階 6帖、7帖、6帖DK(8帖DKの内事務スペース2帖分を除く) 計31.3㎡
 2階 8帖 13.2㎡ 合計 44.5㎡
 相談室(多目的室を兼ねる) 2階 6帖間 9.9㎡
- ・ 放課後等デイサービス 火～金(14時～18時) 土、祝祭日(9時～14時)
 1階 6帖、7帖、6帖DK(8帖DKの内事務スペース2帖分を除く) 計31.3㎡
- ・ 日中一時支援 月～金(14時～18時) 土、祝祭日(14時～18時)
 2階 8帖、6帖 計23.1㎡

8 従業員

職種	雇用形態			名前	年齢	月給		主な修正点 利用者の人数が6人となると見込んでいる2026年には、常勤の児童指導員又は保育士を新たに雇用して、安定した指導・支援の体制が取れるようにしていきます。	
管理者	■	常勤		68	8	万円			
サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者	■	常勤				万円			
児童指導員	■	常勤		60	16	万円			
保育士	□	常勤		45	5	万円			
児童指導員	□	常勤		73	4	万円			
	□	常勤		43	2	万円			
	□	常勤				万円			
	□	常勤				万円			
	□	常勤				万円			
	□	常勤				万円			
	□	常勤				万円			
	□	常勤				万円			
					月給計	35	万円		
人件費		月末	日	※25	日	支払	ボーナス	月	月

注 島本謙二の月給額は兼務する就労継続支援B型事業所(40%)、日中一時支援事業所(20%)との業務の従事時間による按分額(40%)である。

9 借入金の状況

金融機関	理由	借入残高	年間返済額	主な修正点
		万円	万円	
		万円	万円	
		万円	万円	

10 必要な資金と調達方法

必要な資金		金額	調達方法	金額	主な修正点
設備資金	土地	万円	補助金	万円	
	建物	万円	自己資金	125 万円	
	設備	万円	借入金	万円	
	車両	万円			
	その他	万円			
運転資金		125 万円			
合計		125 万円	合計	125 万円	

11 事業の見通し

		1月目	2月目	3月目	1年後	主な修正点
利用者見込 A	利用者見込 A	3 人	3 人	4 人	6 人	
	月平均利用額 ※1 (1人当たり)	16 万円	16 万円	16 万円	16 万円	
	収入 給付費 ※2	0 万円	0 万円	48 万円	96 万円	
	収入 諸収入	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円	
収入計 ①		0 万円	0 万円	48 万円	96 万円	
支出	人件費	0 万円	35 万円	35 万円	51 万円	
	旅費・交通費	1 万円	1 万円	1 万円	1 万円	
	賃借料	3 万円	3 万円	3 万円	3 万円	
	通信費	1 万円	1 万円	1 万円	1 万円	
	諸経費 ※4	9 万円	9 万円	9 万円	9 万円	
	支払元金利息	万円	万円	万円	万円	
	支出計②	14 万円	49 万円	49 万円	65 万円	
収支①-②		-14 万円	-49 万円	-1 万円	31 万円	
生産活動	収入 B	万円	万円	万円	万円	
	売上高 ※3	万円	万円	万円	万円	
		万円	万円	万円	万円	
	支出 C	万円	万円	万円	万円	
	必要経費	万円	万円	万円	万円	
最賃確保状況(A型)		円	円	円	円	
(((B-C)/25)/8)/A						

※1 月平均利用額(1人当たり)の積算根拠

平日	基本報酬(609単位)+送迎加算(108単位)=(717単位)		
学校休業日(土曜日、祝祭日)	基本報酬(666単位)+送迎加算(108単位)=(774単位)		
1人当たり	平日	7,170円/日×18日=129,060円	
	学校休業日	7,740円/日×4日=30,960円	
合計129,060円+30,960円=160,020円			

※2 給付費は、サービス提供月の翌月に振り込まれるので留意すること(例:4月サービス提供→5月請求→6月振込)

※3 主な受注作業取引先(生産活動を行う場合に記入)

上段:受注先	1月当たりの受注額	契約書の有無	回収・支払いの条件
下段:所在地			
	万円	□ あり □ なし	

※3 主な事業所内生産品(生産活動を行う場合に記入)

生産品	1時間の生産額	計算式				1月当たりの生産額
	円	×	H	×	日	人 = 万円
	円	×	H	×	日	人 = 万円

※4 諸経費:消耗品,光熱水費,車両管理費,研修費,宣伝広告費,租税公課,社会保険料,レンタル料等

12 事業計画

(1)事業概要	主な修正点
事業種別:放課後等デイサービス 利用定員:10名 営業日:火～金曜日 土曜日 ただし12月29日から1月3日までを除く 休日:日曜日 月曜日 営業時間:平日(火曜日～金曜日) 10:00～18:00 学校休業日(土曜日 祝祭日(火～金曜日)) 9:00～16:45 サービス提供時間:平日(火曜日～金曜日) 15:30～17:30 学校休業日(土曜日 祝祭日(火～金曜日)) 9:30～14:00 主たる対象者:知的障害児、精神障害児、発達障害児 送迎の有無:有り、ただし片道5kmを超える場合は要相談 協力医療機関:土屋内科医院(福山市東手城町三丁目11-26) その他: (2)開設事業に係る理念・基本方針 ・理念:障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。 ・基本方針:様々な活動で、いろいろな体験を積み重ね、自分に合った方法で好きなことを見つけ、自分に自信を持っていけるよう、毎日の学習や遊びができる機会と場所を作っていく。	

13 利用者処遇

(1)具体的な支援(療育)内容及び目的	主な修正点
・制作活動—木工、工作、絵画制作、折り紙、紙粘土、フラワーアレンジメントなどを行い、自由な発想と手先の器用さを養う。 ・音楽活動—発声、楽器演奏、ダンス(身体表現)を行い、音楽を楽しむ情操を養う。 ・体育活動—障がい者体育センター、すこやかセンタープールを利用し、身体を動かして体力をつけ、運動に親しむ気持ちを養う。 ・クッキング—お菓子作りなどで、調理に親しみ、技術を身につける。 ・お楽しみ会—季節の行事と誕生会を行って、年間行事を知り、人との交流の楽しさを感じ取る。 ・教科学習—国語や算数・数学などの学校の宿題に共に取り組み、基礎学力を身につける。 (2)支援を行うために必要となる職員の経験・有する資格など ・管理者兼児童発達支援管理責任者は、高等学校・特別支援学校で長く教諭として働いた経験を持ち、特別支援学校では、小学部(助教諭)・中学部・高等部で図画工作・木工・美術等の教科を中心に担当した経験を有する。 ・管理者兼サービス管理責任者は、相談支援専門員の資格を有する。 ・常勤児童指導員は、中高教員としての資格・経験を有する。 ・非常勤保育士は、保育士としての資格・経験を有する。 ・非常勤児童指導員は放課後等デイサービス事業所での2年以上の実務経験を有する。 (3)職員の質向上のための教育・研修計画 ・法人でしごとともにでは、個人情報保護、虐待防止などの事項について等、職員の研修会を行っており、今後も定期的に実施していく。 ・職員の資格取得のための事業所外の研修受講を積極的に支援し、資質向上に努める。 (4)感染症対策 ・感染防止対策の基本「手洗い」「うがい」を徹底する。 ・市町の感染症の情報把握につとめ、早期の対処措置を取る。 ・感染症の疑いがある症状が見られた場合は、集団感染を避ける為、別室での待機、速やかな家庭との連携、帰宅を実施する。 ・排泄物、嘔吐の処理方法はマニュアルを作り、対応する。 ・職員の感染症対策の研修を実施する。 (5)事故防止等の安全確保策及び発生時の対応 ・体育館活動等への移動は車により、車内外の安全確保を徹底する。 ・活動では、利用者一人一人の特性を踏まえ、事故発生の可能性を検討し、個別の対応等の安全措置を取る。 ・万一の事故発生時には、速やかに必要な措置を講ずると共に、利用者の家族、福山市等に遅滞なく連絡する。 ・職員間で連携を密にし、ヒヤリハット事項についての研修を実施し、対策をたて、職員間で共有する。 (6)関係機関との連携 ・相談支援事業所、学校、市町の障害福祉課、等と連絡調整をはかり、利用者とその保護者の参加のうえ、必要に応じ支援計画会議を開催し個別支援計画へ反映させる。 (7)家族(保護者)支援 ・連絡帳等を用い、家族と連携を密にする。 ・相談支援員有資格者たる管理者兼児童発達支援管理者、自ら障がい者の親である職員を中心に、家族の相談支援をしていく。 (8)その他	曜日ごとに活動内容を振り分け、1週間の予定を組んで児童がその日にどんな活動をするのか、わかりやすくしていきます。 また、放デイの利用者は学齢期の子供であることを念頭に丁寧にその支援を行います。

14 防災計画

○災害時の対応体制	主な修正点
・身の安全を確保(避難場所)⇒救護・救援活動 ・家族と連絡をとりあい安全確認⇒情報収集 等	
○避難先	
一次避難先:福山市立手城小学校	
距離, 避難方法及び時間:650m 徒歩10分または車2分	
二次避難先:福山市立一ツ橋中学校	
距離, 避難方法及び時間:1,100m 徒歩16分または車5分	
○防災計画等の作成	
・避難計画の作成、緊急連絡網の作成	
・火災発生時(通報・消火・避難)の対応マニュアルの作成	
○避難訓練の実施計画	
・年3回の防災訓練・避難訓練の実施(5月:火災・不審者、9月:地震、11月:火災)	
・避難確保資器材、備蓄品の準備	
○その他	

15 一日の流れ

営業日								営業時間	サービス提供時間
月	火	水	木	金	土	日	祝		
☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	10:00～18:00	15:30～17:30

		主な修正点
14 時 15 分 ～ 15 時 30 分	送迎、受け入れ	
15 時 30 分 ～ 15 時 45 分	初めの会、おやつ	
15 時 45 分 ～ 17 時 15 分	活動	
17 時 15 分 ～ 17 時 30 分	片付け、帰りの会	
17 時 30 分 ～ 18 時 0 分	送迎	
時 分 ～ 時 分		
時 分 ～ 時 分		

15

時

30

分
～

15

時

45

分

初めの会、おやつ

15

時

45

分
～

17

時

15

分

活動

17

時

15

分
～

17

時

30

分

片付け、帰りの会

17

時

30

分
～

18

時

0

分

送迎

時
分
～
時
分

時
分
～
時
分

※上記と異なる営業時間・サービス提供時間がある場合に記載すること。

営業日								営業時間	サービス提供時間
月	火	水	木	金	土	日	祝		
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	9:00～16:45	9:30～14:00

		主な修正点
9	時 0 分 ~ 9 時 30 分	送迎、受け入れ
9	時 30 分 ~ 9 時 45 分	朝の会
9	時 45 分 ~ 11 時 30 分	活動
11	時 30 分 ~ 12 時 30 分	昼食
12	時 30 分 ~ 13 時 45 分	活動
13	時 45 分 ~ 14 時 0 分	帰りの会
14	時 0 分 ~ 14 時 30 分	送迎

9

時

30

分
～

9

時

45

分

朝の会

9

時

45

分
～

11

時

30

分

活動

11

時

30

分
～

12

時

30

分

昼食

12

時

30

分
～

13

時

45

分

活動

13

時

45

分
～

14

時

0

分

帰りの会

14

時

0

分
～

14

時

30

分

送迎